

平成 24 年 9 月 3 日

会員 各位

埼玉県環境計量協議会
会長 山 崎 研 一
(公 印 略)

環境計量証明事業に関する指名停止処分の情報の提供について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当協議会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、別添の資料のとおり、佐賀県での県発注の業務で計量法違反の事業停止と指名停止の行政処分の情報を入手しました。

この情報によりますと、指名停止処分を受けた理由は、違法な計量証明書を発行し、契約書の仕様書で定められている「計量法で定める濃度計量証明書の提出」が行われなかったことにより、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領第 2 条別表第 2（その 2）第 7 号（不正又は不誠実行為）、具体的には「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき」に抵触し、契約違反となったためとされています。

このことは、現在埼環協で取り組んでいます「環境計量証明事業の信頼性の確保に努めること」と照らしても、環境計量証明事業者の信頼性を損ない、またモラルの観点からも絶対行ってはいけない許されない行為であると認識しています。

この機会に、会員各位にこの情報を提供させていただくことにより、「他山の石」として、改めて環境計量事業者としての信頼性の大切さとその確保に向けたさらなる取組に励んでいただきたく思っております。

埼環協として、これからも環境計量証明事業の信頼性の確保に向けた取組を積極的に推進していく所存でございますので、会員各位におかれましても、ご理解とさらなるご協力を賜ることを節にお願い申し上げます。

県の業務 無資格業者が受注、指名停止処分

県は16日、県発注の大気中の物質濃度を計測する業務を無資格で請け負ったとして、計量法違反で佐賀市若楠のコンサルタント会社「新栄地研」(真弓幸慈社長)を17日から事業停止10日間、指名停止2か月とする行政処分を決めた。また、県は、無資格の業者に発注した出先機関の県佐賀空港事務所(佐賀市)に対し、再発防止の徹底を求めた。

県などによると、計量法では、知事への使用機器の登録や計量方法などの届け出を事業者に義務付けている。しかし、同社は2010、11の両年度、佐賀空港周辺の大気中の二酸化硫黄など五つの物質濃度を測る業務を請け負ったが、登録や届け出をしないまま実施した。

業者選定は指名競争入札で、両年度ともに指名を受けた2、3社が参加。同社が落札した。今年4月、県に匿名で情報が寄せられ、無資格が発覚した。同社は、大気中の別の物質濃度を計測する業務の登録などはしていたという。

同社は「県から指名を受けたので、受注できると勘違いした」と釈明。空港事務所は「計量法の知識が十分でなく、資格のない業者を指名してしまった。反省している」と話している。

県は、契約業務の不履行に当たるとして、違約金約130万円を同社に請求する方針。

(2012年8月17日 読売新聞)

平成 24 年 8 月 16 日
建設・技術課 入札・契約担当
担当者 中牟田、徳永
内線:2746 直通:0952-25-7102
E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行いました

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)」に基づき、佐賀県指名停止委員会において審議し、本日下午記のとおり指名停止を行いました。

記

1. 指名停止対象業者及び指名停止期間

新栄地研株式会社(佐賀市若楠二丁目)

建設業 さく井工事(C 級)

建設関連業 測量、土木コンサル、地質調査業務、補償コンサル(機械工作物以外)、その他

平成 24 年 8 月 17 日 ~ 平成 24 年 10 月 16 日(2 か月)

2. 指名停止理由

計量証明事業に関し、計量法違反による事業停止命令を受けたこと。

並びに、当該違反行為により、平成 22 年度及び平成 23 年度に佐賀県から受注した佐賀空港周辺における大気中の二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒 子状物質、窒素酸化物、光化学オキシダントの濃度測定業務(以下「濃度測定業務」という。)において、違法な証明書を発行したこととなり、濃度測定業務の仕様書で定めている「計量法で定める濃度計量証明書の提出」が不履行の状態(契約違反)となったこと。

3. 事案の概要

当事案は、計量法違反で計量証明事業に係る事業停止命令を受けたものであるため、措置要領第 2 条別表第 2(その 2)第 7 号(不正又は不誠実行為)に該当する。

さらに、佐賀県から受託した濃度測定業務が不履行の状態となったため、別表第 1 第 4 号(契約違反)に該当する。

なお、指名停止期間については、措置要領において、

	(短期)	(長期)
別表第 2(その 2)第 7 号の場合	1 か月以上 9 か月以内	
別表第 1 第 4 号の場合	2 週間以上 4 か月以内	

と定めており、本事案は措置要領第4条第1項の規定により、短期及び長期の長い方の「1か月以上9か月以内」で措置することとなる。

また加えて、本事案は「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置基準」第2条第2項(2以上の契約違反、不正・不誠実行為又は建設業法違反の場合)に該当するため、短期の1か月にさらに1か月を加算した2か月をもって指名停止期間とする。

4. 平成23・24年度発注実績

平成23年度 24件、平成24年度 14件